

○長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則

令和2年3月27日

長崎県規則第16号

改正 令和6年7月19日規則第27号

令和7年3月7日規則第7号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則をここに公布する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則（平成12年長崎県規則第95号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 魚市場の業務の方法

第1節 魚市場の売買取引の方法（第3条—第15条）

第2節 魚市場の決済の方法（第16条—第18条）

第3節 市場関係業者

第1款 卸売業者（第19条—第28条）

第2款 買受人（第29条—第38条）

第3款 関連業者（第39条—第42条）

第4節 管理（第43条—第49条）

第5節 長崎魚市場運営協議会（第50条—第54条）

第3章 取引参加者の遵守事項（第55条—第86条）

第4章 雑則（第87条—第89条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号。以下「魚市場条例」という。）第24条及び第25条の規定に基づき、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に定める事項（魚市場の業務に関する規程）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則における用語の意義は、この規則で別に定めるものを除き、法及び魚市場条例に

において使用する用語の例による。

## 第2章 魚市場の業務の方法

### 第1節 魚市場の売買取引の方法

(売買取引の方法)

**第3条** 魚市場において卸売業者が行う卸売は、次の各号に掲げる生鮮水産物等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮水産物等として次条に定めるもの せり売又は入札の方法

(2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮水産物等として次条に定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、知事が生鮮水産物等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

(3) 前2号以外の生鮮水産物等として次条に定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に該当する生鮮水産物等（同項第2号に該当する生鮮水産物等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに掲げる場合であつてせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮水産物等の卸売をする場合

(6) 緊急に出航する船舶に生鮮水産物等を供給する必要があることその他やむを得ない理由により通常の卸売開始時刻以前に卸売をする場合

(7) 第74条第1項ただし書の規定により買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 知事は、第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮水産物等について、次の各号のいずれかに掲げる場合には、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければ

ならない旨を卸売業者に指示することができる。

- (1) 魚市場における生鮮水産物等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 魚市場における生鮮水産物等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 知事は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第50条に定める長崎魚市場運営協議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(生鮮水産物等の区分)

**第4条** 前条第1項各号で定める生鮮水産物等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号で定める売買取引による品目 なし
- (2) 前条第1項第2号で定める売買取引による品目 なし
- (3) 前条第1項第3号で定める売買取引による品目 全ての生鮮水産物（その冷凍品及び加工品を含む。）

(卸売の単位)

**第5条** 卸売の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものについては、個数又は容器をもってその単位とすることができる。

(上場の順序)

**第6条** 上場の順序は、入荷の順序とし、同一品種に属する委託物品と買付物品が同時に到着した場合は、委託物品を先に上場しなければならない。ただし、入荷した生鮮水産物等が腐敗するおそれがあるとき又は不当な価格を生ずるおそれがあるときは、上場の順序を変更することができる。

(現品取引等)

**第7条** 卸売の方法は、現品又は見本をもってしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、慣例があるときは、銘柄によることができる。

(呼値の方法)

**第8条** 卸売の呼値は、金額でなければならない。

(せりの開始)

**第9条** せりの開始は、場内放送、振鈴その他広く周知できる方法で知らせるものとする。

(せり売の方法)

**第10条** せり売においては、その委託物品の数量その他必要な事項を呼び上げて開始するものとする。

る。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）のある受託物品について、最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 最高価格申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適切な方法によってせり落し人を決定しなければならない。
- 4 せり落し人が決定したときは、直ちにその氏名又は商号等及びせり落し価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）を呼び上げるものとする。

（入札及び開札の方法）

**第11条** 入札は、卸売業者がその受託物品の数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、買受人が卸売業者指定の入札書にその氏名、入札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）その他必要な事項を記載して行うものとする。

- 2 卸売業者は、前項の入札手続終了後、直ちに開札を行うものとする。この場合において、最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の入札者を落札者とする。ただし、指値のある受託物品については、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、入札が次の各号のいずれかに該当するときは、無効とする。
  - （1） 入札した者の氏名、入札金額その他必要な事項の記載がないとき。
  - （2） 入札に際して連合その他不正な行為が行われたとき。

（異議の申立と販売方法の変更）

**第12条** 売買取引に参加した買受人は、販売の方法又はそのせり落し若しくは落札の決定について異議があるときは、直ちに知事にその旨を申し立てることができる。

- 2 知事は、前項の異議の申立があった場合において、正当な理由があると認めるときは、その売買の差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。せり人がせり行為に関して出荷者又は買受人と連合して不正な行為をした場合その他不正な行為があると認めるときも、同様とする。

（搬入物品の制限）

**第13条** 知事は、必要があると認めるときは、魚市場に搬入される生鮮水産物等を制限し、又は必要な指示をすることができる。

（取引対象除外）

**第14条** 密漁その他法令に違反する行為により漁獲した生鮮水産物等は、取引の対象としてはならない。

(売買取引の結果等の公表)

**第15条** 知事は、次に掲げる事項について、それぞれの期限までに、長崎県のホームページに掲載する。

(1) 取引の日の主要な品目の卸売予定数量 その日の前日 17時

(2) 取引の日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日 17時

## **第2節 魚市場の決済の方法**

(仕切り及び送金)

**第16条** 卸売業者は、受託物品を卸売した場合は、出荷者に対してその卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切金の送付について受託契約約款に特別の定めをしたときは、この限りでない。

2 前項の売買仕切金の送付は、現金又は口座振替により行うものとする。

(買受代金)

**第17条** 買受人は、生鮮水産物等の引渡しと同時に、卸売業者に買受代金を支払わなければならない。ただし、買受代金について支払猶予の特約がある場合には、この限りでない。

2 前項の買受代金の送付は、現金又は口座振替により行うものとする。

(その他決済の方法)

**第18条** 魚市場における売買取引の支払期日、支払方法その他の決済の方法については、前2条に定めるもののほか、取引当事者間で決定した方法により行うものとする。

## **第3節 市場関係業者**

### **第1款 卸売業者**

(卸売業者の数の最高限度)

**第19条** 卸売業者の数の最高限度は、知事が別に定める。

(卸売業者の許可)

**第20条** 魚市場条例第22条の規定による卸売の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第24条第1項及び第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (7) 買受けの業務を遂行するのに必要な知識及び経験又は資力若しくは信用を有しない者であるとき。
- (8) 買受人又はその役員若しくは使用人であるとき。
- (9) 法人であってその業務を執行する役員に第1号から第6号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき。
- (10) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。

（令7規則7・一部改正）

（卸売業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

**第21条** 卸売業者が営業（魚市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、営業の譲渡し及び譲受けの認可申請書（様式第2号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（魚市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする者は、合併認可申請書（様式第3号の1）又は分割認可申請書（様式第3号の2）を知事に提出しなければならない。

5 前条第2項の規定は、第1項又は第3項の認可について準用する。

（卸売の業務の相続）

**第22条** 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた卸売の業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して2月以内に相続認可申請書（様式第4号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

4 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間の被相続人に対してした第20条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

5 第20条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

（名称変更等の届出）

**第23条** 卸売業者は、次の各号に該当するときは、遅滞なく名称変更等の届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（1） 業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

（2） 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

（3） 商号又はこれに類するものを変更したとき。

（4） 法人である場合には、資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

（5） 業務を廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（許可の取消し）

**第24条** 知事は、卸売業者が第20条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号若しくは第9号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を的確に遂行することができる資力若しくは信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の許可を取り消すこ

とができる。

(1) 正当な理由なく、第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に当該業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由なく、引き続き1月以上その業務を休止し、又は遂行しないとき。

3 知事は、前2項の規定による処分をしようとするときは、第50条に定める長崎魚市場運営協議会の意見を聴くとともに、当該処分の相手方に対し、公開による聴聞を行い、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(保証金の預託)

**第25条** 卸売業者は、知事に保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金の額は、1,500万円とし、第20条第1項の許可を受けた日から起算して2月以内に預託しなければならない。

3 第1項の保証金は、次の各号のいずれかに掲げる有価証券をもってこれに代えることができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により、法人が発行する債券

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が相当と認めるもの

4 前項の有価証券の価額は、同項第1号及び第2号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額、同項第3号及び第4号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の90に相当する額、同項第5号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の80に相当する額とする。

(保証金の追加預託)

**第26条** 卸売業者は、保証金について差押命令又は仮差押命令の送達を受けた場合その他預託すべき保証金の額に不足を生じた場合は、知事の指定する日までに差押若しくは仮差押された金額又は不足する金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の指定する日までに預託を完了しないときは、その日の翌日から預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定により預託すべき保証金については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(保証金の充当)

**第27条** 知事は、卸売業者が使用料その他魚市場に関して県に納付すべき金額の納付を怠ったときは、他の債権者に先だつて保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して魚市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。

3 第1項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

(保証金の返還)

**第28条** 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から1月を経過した後でなければ返還しない。

### 第2款 買受人

(買受人の種類)

**第29条** 魚市場における買受人の区分は、次のとおりとする。

種類	定義
仲卸買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を消費地に出荷し、仕分けし、又は調整して販売することを業務とする者をいう。
加工買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を原料として、加工業を営む者をいう。
売買参加買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を自家消費する者又は魚市場外にある自己の店舗において販売することを業務とする者をいう。

(買受人の数の最高限度)

**第30条** 買受人の数の最高限度は、前条の買受人の区分ごとに知事が別に定める。

(買受人の承認)

**第31条** 魚市場条例第22条の規定による承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(様式第6号)に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の承認の期間は、5年を限度とする。

(買受人の承認の基準)

**第32条** 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

- (3) 第36条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団員等であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (7) 買受けの業務を遂行するのに必要な知識及び経験又は資力若しくは信用を有しない者であるとき。
- (8) 卸売業者又はその役員（申請者が長崎県漁業協同組合連合会、長崎県施網漁業協同組合若しくは一般社団法人長崎県以西底曳<sup>びき</sup>網漁業協会の推薦により卸売業者の役員となっている者又は卸売業者の取締役会で承認された者を除く。）若しくは使用人であるとき。
- (9) 買受人の役員又は使用人であるとき。
- (10) 法人であってその業務を執行する役員に第1号から第4号まで、第8号又は前号（申請者が漁業生産者であって新長崎漁港水産加工場用地及び製氷冷凍冷蔵施設用地に立地するもの並びに長崎漁港水産加工団地協同組合の役員又は使用人である場合を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。
- (11) その承認をすることによって買受人の数が第30条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。

（令7規則7・一部改正）

（買受人の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併）

**第33条** 買受人が営業（魚市場における買受け業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、買受人の地位を承継する。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、営業の譲渡し及び譲受けの承認申請書（様式第7号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 買受人たる法人が合併する場合（買受人たる法人と買受人でない法人が合併して買受人たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、買受人の地位を承継する。
- 4 前項の承認を受けようとする者は、合併承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 5 前条の規定は、第1項又は第3項の承認について準用する。

(買受け業務の相続)

**第34条** 買受人が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該買受人の買受け業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の買受け業務を引き続き営もうとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して2月以内に相続承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者は、買受人の地位を承継する。

4 相続人が第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間の被相続人に対してした第31条第1項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

5 第32条の規定は、第1項の承認について準用する。

(名称変更等の届出)

**第35条** 買受人は、次の各号に該当するときは、遅滞なく名称変更等の届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(1) 業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 商号又はこれに類するものを変更したとき。

(4) 法人である場合には、資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(5) 業務を廃止したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

**第36条** 知事は、買受人が第32条第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったとき又はその業務を的確に遂行することができる資力若しくは信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 知事は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 第31条第1項の承認の通知を受けた日後、正当な理由なく、その日から起算して1月以内に当該業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由なく、引き続き1月以上その業務を休止し、又は遂行しないとき。

3 知事は、前2項の規定による処分をしようとするときは、第50条に定める長崎魚市場運営協議

会の意見を聴くとともに、当該処分の相手方に対し、公開による聴聞を行い、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(取引代理人の承認)

**第37条** 買受人は、魚市場条例第22条の規定により知事の承認を受けて取引代理人を置くことができる。

2 買受人は、前項の承認を受けようとするときは、取引代理人承認申請書（様式第11号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る取引代理人になろうとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

(1) 買受人の役員又は使用人のいずれでもないとき。

(2) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(4) 鮮魚小売商を営む者であるとき。

(5) 暴力団員等であるとき。

(6) 取引代理人として必要な能力を有しない者であるとき。

(令7規則7・一部改正)

(取引代理人の承認の取消し)

**第38条** 買受人は、取引代理人が前条第3項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

2 知事は、取引代理人が、前条第3項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき又は買受人から取引代理人の承認の取消の申出があったときは、当該承認を取り消すものとする。

### 第3款 関連業者

(関連業者の承認)

**第39条** 魚市場において次の各号のいずれかに掲げる業務を行おうとする者（以下「関連業者」という。）は、魚市場条例第22条の規定により、知事の承認を受けなければならない。

(1) 生鮮水産物等の荷役又は運送、魚市場の取扱品目以外の生鮮食糧品等又は容器の販売、精算代払その他の業務で魚市場機能の充実に資するもの

(2) 飲食の提供、用品の販売、理容、金融その他の業務で魚市場の利用者の便益に供するもの

2 前項の承認を受けようとする者は、関連業者承認申請書（様式第12号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 第1項の承認の期間は、5年を限度とする。

（関連業者の承認の基準）

**第40条** 知事は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 次条の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 暴力団員等であるとき。

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(7) その業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有しない者であるとき。

(8) 法人であってその業務を執行する役員に第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当する者があるとき。

（令7規則7・一部改正）

（関連業者の承認の取消し）

**第41条** 知事は、関連業者が前条第1号、第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 知事は、関連業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 第39条第1項の承認を受けた日後、正当な理由なく、その日から起算して1月以内に当該業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由なく、引き続き3月以上、当該業務を休止したとき。

（関連業者への準用規定）

**第42条** 第33条、第34条及び第35条の規定は、関連業者について準用する。

#### 第4節 管理

(魚市場施設の使用)

**第43条** 魚市場条例第9条第2項の規定による申請書は、魚市場施設使用許可申請書(様式第13号)とする。

(魚市場の衛生の保持等)

**第44条** 何人も、魚市場内にごみその他の廃棄物を持ち込んで서는ならない。

2 魚市場を利用する者は、その利用後は必ずこれを清掃し、廃棄物は所定の場所に集積する等魚市場施設の衛生の保持に努めなければならない。

3 魚市場を利用する者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意するとともに火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。

(魚市場の秩序の保持等)

**第45条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定の場所以外の場所に車両等を駐車し、又は放置すること。

(2) 魚市場の公正な取引を阻害すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、魚市場の秩序を乱すこと。

2 知事は、魚市場の秩序を保持するため必要があると認めるときは、魚市場に入場する者に対して入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(荷さばき等に支障を及ぼす行為の禁止)

**第46条** 何人も、魚市場における荷さばき卸売行為に支障を及ぼす次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 魚市場の作業に従事した者が、賃金又は報酬として生鮮水産物等を収受し、又は要求すること。

(2) 魚市場の開場時間外又は休業日に取引をすること。

(3) 魚市場の施設を損傷する行為又は生鮮水産物等の荷役能力を低下させる行為をすること。

(魚市場への入場)

**第47条** 魚市場に入場する者は、次の区分に従い帽子及び記章(様式第14号)を着用するとともに、身分証明書(様式第15号)を所持しなければならない。

(1) 卸売業者

(2) せり人

(3) 買受人及び取引代理人

(4) 買出人(小売業者及び業務用買出人をいう。)

(5) 出荷者

(6) 関連業者及び買受人の従業員

2 前項各号に規定する者以外の者が魚市場に入場しようとするときは、事前に住所、氏名、用務の内容、所要時間等を知事に申し出て、知事の臨時入場の承認を受けなければならない。ただし、公務のため魚市場に入場する公務員その他知事が特に認める者は、この限りでない。

(自動車の使用)

**第48条** 前条に規定する者が、その業務のため魚市場に自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下同じ。）を使用して入場しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、車両入場承認申請書（様式第16号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項の承認をしたときは、車両入場承認済証（様式第17号）を交付するものとする。

4 前項の車両入場承認済証の交付を受けた者は、車両の見やすい場所に当該車両入場承認済証を貼付しておかなければならない。

5 前4項の規定は、前条第2項に規定する臨時入場の承認を受けた者が自動車を用いて入場する場合について準用する。この場合において、第3項中「車両入場承認済証（様式第17号）」とあるのは「車両臨時入場承認済証（様式第18号）」と、前項中「貼付」とあるのは「掲示」と読み替えるものとする。

(魚市場監督職員)

**第49条** 知事は、魚市場に関する事務に従事する職員（以下「監督職員」という。）に対し、魚市場条例及びこの規則に定める事項の遵守に関する事務を行わせることができる。

2 監督職員は、魚市場の秩序を保持するため必要と認めるときは、必要な指示をすることができる。

3 監督職員は、前項の指示を行う場合は、長崎県職員証明書を所持し、あわせて身分を示す記章（様式第19号）を着用しなければならない。

## 第5節 長崎魚市場運営協議会

(長崎魚市場運営協議会の組織等)

**第50条** 魚市場の運営に関する基本事項、卸売業者及び買受人の処分に関する事項並びに魚市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、長崎魚市場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員8名で事案ごとに組織する。
- 3 委員は、卸売業者、買受人、関連業者、生産者、県職員等のうちから、長崎県水産部長が指名する。
- 4 委員の任期は、その事案の終了までとする。
- 5 委員は、無報酬とする。

(協議会の会長及び副会長)

**第51条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

**第52条** 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、第1回協議会は、長崎県水産部長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第53条** 協議会の庶務は、長崎県水産部において処理する。

(協議会の補則)

**第54条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 第3章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の原則)

**第55条** 魚市場において、取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

**第56条** 卸売業者は、魚市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 卸売業者は、第3条の取扱品目の部類に属する物品について卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第82条の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者による売買取引の方法)

**第57条** 卸売業者は、魚市場における卸売の業務については、第3条に定める生鮮水産物等の販売方法により卸売を行わなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮水産物等の販売方法について、魚市場の見やすい場所における掲示その他の方法により関係者への周知を図らなければならない。

(現品取引等)

**第58条** 第7条第2項の場合において、卸売業者は、売買取引の前に、その物品の名目、産地及び出荷者を卸売場に掲示しなければならない。

2 前項の場合において、卸売業者は、事前にその品目、産地、出荷者、荷印、重量、等級、数量その他必要な事項を記載した銘柄取引報告書(様式第20号)により知事に報告しなければならない。

(下見)

**第59条** 卸売業者は、卸売をしようとするときは、卸売を開始する前に買受人に卸売をしようとする生鮮水産物等の下見を行わせなければならない。ただし、銘柄による場合は、この限りでない。

(卸売の委託を受けた生鮮水産物等の検収)

**第60条** 卸売業者は、卸売の委託を受けた生産水産物等(以下「受託物品」という。)の受領に当たっては、検収を確実にを行い、その種類、数量、等級及び品質等に異常があると認めるときは、受託物品受領書及び売買仕切書にその旨を記載しなければならない。

(指値のある受託物品の販売方法)

**第61条** 卸売業者は、受託物品に指値があるときは、上場の際に適切な表示を行い、せり売の前にせり人にその旨を呼び上げさせなければならない。

2 卸売業者は、前項の呼上げを行わなかったときは、指値をもって買受人に対抗することができない。

(受領物品の即日販売)

**第62条** 卸売業者は、上場し得る時刻までに受領した物品については、その日に上場し、販売しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認め、これを承認した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、受領物品即日販売特例承認申請書(様式第21号)を知事に提出するものとする。

(指値等のある未販売委託物品の処理)

**第63条** 受託物品について指値その他の条件がある場合で、その条件でこれを販売することができ

ないときは、卸売業者は、その旨委託者に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、損傷、腐敗その他の原因によって委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(せり売等の場合における販売担当者)

**第64条** 卸売業者は、魚市場において生鮮水産物等をせり売等の方法で卸売しようとするときは、その卸売をせり人にさせなければならない。

(せり落しの決定)

**第65条** せり人は、せり落しを決定するときは、最高申込価格を買受人及び出荷者にわかるよう明瞭に呼び上げなければならない。

2 せり人は、せり落し価格が決定したときは、その氏名又は商号及びせり落し価格を買受人及び出荷者にわかるよう明瞭に呼び上げなければならない。

(開札の方法)

**第66条** 卸売業者は、入札手続終了後、直ちに開札を行わなければならない。この場合において、最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の入札者を落札者とする。ただし、指値のある受託物品については、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

(販売開始時刻以前の卸売の禁止)

**第67条** 卸売業者は、販売開始時刻以前に取扱物品の卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合で、買受人の買受けを不当に制限することがないことから、その内容を事前に知事に届け出たときは、この限りでない。

(1) 買受人が緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるとき。

(2) 買受人が長崎市及びその周辺地域（島原市、諫早市、大村市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町及び新上五島町の6市3町をいう。以下同じ。）外の他の卸売市場へ出荷する場合であって、その卸売市場の販売開始時刻及び需給事情等によりやむを得ない理由があると認めるとき。

(3) 第74条第2号に規定する契約に基づき確保した物品の卸売をするとき。

2 前項ただし書の届出をしようとする卸売業者は、販売開始時刻以前卸売届出書（様式第22号）を知事に提出するものとする。

3 第1項ただし書の届出をした卸売業者は、その届出に係る物品の卸売をしたときは、販売開始時刻以前卸売報告書（様式第23号）をもって速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(販売開始時刻以前の物品の搬出の禁止)

**第68条** 何人も、通常の販売開始時刻以前に、魚市場の生鮮水産物等を魚市場から搬出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 卸売業者が出荷者の指示又は同意により、生鮮水産物等の販売を再委託する場合
- (2) 出荷者が自己の計算において、魚市場以外の卸売市場に生鮮水産物等を出荷する場合
- (3) 卸売業者が前条第1項ただし書の届出をした場合又は卸売業者から買受けた生鮮水産物等を搬出する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、知事がやむを得ない理由があると認めたとき。  
(販売原票の作成)

**第69条** 卸売業者は、生鮮水産物等を卸売したときは、速やかに販売原始帳簿に記載し、これを2年間保存しなければならない。

2 販売原始帳簿の記帳には、消し難い筆記具を使用し、生鮮水産物等の種類、数量、単価（消費税額及び地方消費税額を除く。）、出荷者及び買受人を記載しなければならない。

(卸売物品の買受人の明示)

**第70条** 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに売渡票（様式第24号）を買受人に交付するとともに、その確認を受けなければならない。

(買受人の買受物品に対する明示)

**第71条** 買受人は、卸売業者から買い受けた生鮮水産物等に、自己の所有であることを明示する証票、商号又は商標を付さなければならない。

(買受物品の引取り)

**第72条** 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、買受人が前項の引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は買受人に催告しないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(卸売の相手方の制限)

**第73条** 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、買受人の買受けを不当に制限することがないことから、その内容を事前に知事に届け出たときは、この限りでない。

- (1) 魚市場における入荷量が著しく多いとき。
- (2) 魚市場に出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるお

それがあるとき。

(3) 買受人に対して卸売をした後残品を生じたとき。

(4) 長崎市及びその周辺地域外の卸売市場の生鮮水産物等の入荷事情等から、魚市場の卸売業者からの卸売の方法によらなければ当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に卸売をするとき。

2 前項ただし書の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した転送届出書（様式第25号）を知事に提出するものとする。

(1) 届出をしようとする者の氏名又は名称

(2) 買受人以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量、出荷者及び卸売の相手方

(3) 買受人以外の者へ卸売をしなければならない理由

3 第1項ただし書の規定による届出をした者は、その届出に係る物品の卸売をしたときは、速やかにその旨を転送結果報告書（様式第26号）により知事に報告しなければならない。

（自己の計算による卸売の禁止）

**第74条** 卸売業者は、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、別表に掲げる物品の卸売をする場合又は次に掲げる場合であつて、自己の計算において卸売をしても卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないことから、その内容を事前に知事に届け出たときは、この限りでない。

(1) 出荷者の計算において行う卸売の方法によることが著しく困難なとき。

(2) 卸売業者と買受人間においてあらかじめ締結した契約に基づき物品を確保する必要があるとき。

(3) 供給の安定を図るため保管し、又は貯蔵する必要があるとき。

(4) 災害の発生、生産の状況等から出荷者の計算において行う卸売の方法によることができないとき。

(5) 定価品又は銘柄品等で、出荷者の計算において行う卸売の方法によることが著しく不適當であるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、知事が特に出荷者の計算において行う卸売の方法によることが著しく困難と認めるとき。

（自己の計算による卸売の届出等）

**第75条** 前条第1項ただし書の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した買付届出書（様式第27号）を知事に提出するものとする。

- (1) 届出をしようとする者の氏名又は名称
- (2) 自己の計算において卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者
- (3) 自己の計算において卸売をしようとする理由

2 前条第2号に規定する場合には、前項の届出書に当該契約書の写しを添付しなければならない。

(魚市場外にある物品の卸売の禁止)

**第76条** 卸売業者は、魚市場内にある物品以外の卸売をしてはならない。ただし、長崎市及びその周辺地域において知事が指定する場所にある物品について、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(魚市場外にある物品の卸売の承認申請)

**第77条** 前条ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した市場外保管場所指定承認申請書(様式第28号)に所在地、施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその長崎市及びその周辺地域において知事が指定する場所の位置を記入した図面を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 所在地及び施設の名称
- (3) 指定の期間
- (4) 物品の種類

(許可に係る卸売以外の販売の禁止)

**第78条** 卸売業者は、長崎市及びその周辺地域内においては、第20条第1項の許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目に属する物品の卸売その他の販売をしてはならない。

(仲卸買受人の業務の規制)

**第79条** 仲卸買受人は、長崎市及びその周辺地域においては、第3条に規定する取扱品目の部類に属する物品の販売の委託を引受け、又は当該物品を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、取扱品目の部類に属する物品のうち輸入に係る物品で卸売業者が集荷困難なものである場合その他次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 取引慣行等の理由により卸売業者が集荷困難であるとき。
- (2) 災害その他特別な事情により卸売業者が著しく集荷困難なものであるとき。

(市場外買付けの報告)

**第80条** 前条ただし書の規定により取引をした者は、次に掲げる事項を記載した市場外買付け品販

売報告書（様式第29号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 取引をした報告者の氏名又は名称
  - (2) 買い入れて販売した物品の品目及び買入れの相手方
  - (3) 卸売業者から買い入れることが困難であった事情
  - (4) 販売の相手方、数量及び金額
- (卸売業者による売買取引の条件の公表)

**第81条** 卸売業者は、次に掲げる事項について、卸売業者の開設するホームページに掲載する。

- (1) 営業日及び営業時間
  - (2) 取扱品目
  - (3) 生鮮水産物等の引渡しの方法
  - (4) 委託手数料その他の生鮮水産物等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
  - (5) 生鮮水産物等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第13条第5項第4号ロに掲げる方法としてこの規則に定められた決済の方法に則したものに限る。）
  - (6) 奨励金等について、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）
- (受託契約約款)

**第82条** 卸売業者は、魚市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、第20条第1項の許可の日から起算して1月以内に知事の承認を受けなければならない。

2 前項の受託契約約款を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けようとする者は、受託契約約款承認申請書（様式第30号）を知事に提出するものとする。

4 第2項の規定による承認を受けようとする者は、受託契約約款変更承認申請書（様式第31号）に変更しようとする理由及びその内容を記載した書面を添付して知事に提出するものとする。

(委託手数料の率)

**第83条** 卸売業者が卸売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額は、知事の承認を受けた率を乗じて得た額とする。

(決済の方法)

**第84条** 取引参加者は、魚市場における売買取引の決済については、第16条から第18条までに定める方法により行うものとする。

(卸売業者による事業報告書の作成等)

**第85条** 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に知事に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、貸借対照表及び損益計算書を事務所に備置き、正当な理由がある場合を除き出荷者の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項に定める報告書のほか、卸売業者は、毎月20日までに前月卸売した生鮮水産物等の数量及び金額を売上高日（月）計表（様式第32号）に集計し、同表を添付した生鮮水産物等の市況等に関する報告書（様式第33号）により知事に報告しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

**第86条** 卸売業者は、次に掲げる事項について、それぞれの期限までに、卸売業者が開設するホームページに掲載する。

- (1) 取引の日の主要な品目の卸売予定数量 その日の前日 17時
- (2) 取引の日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日 17時
- (3) 取引の月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第13条第5項第5号の表中4の項の規定並びに第20条第2項第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。） 毎月20日

#### 第4章 雑則

(団体の設置)

**第87条** 魚市場を利用する者は、魚市場における業務の円滑な運営を図るための団体を設置することができる。

(許可等の制限又は条件)

**第88条** この規則の規定による許可、承認又は指定には、必要な条件を付することができる。

(委任)

**第89条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（以下「新規則」という。）の施行の日前に改正前の長崎県地方卸売市場長崎魚市場

条例施行規則又は長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（平成12年長崎県条例第40号）の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新規則に相当の規定があるものは、新規則の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

**附 則**（令和6年7月19日規則第27号）

この規則は、令和6年7月19日から施行する。

**附 則**（令和7年3月7日規則第7号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

**別表**（第74条関係）

品目												
ふぐ	貝類（かき類を除く。）	いせえび	ざりがに類	しゃこ類	あみ類	うに	さめ類	生遊				
魚	まぐろ	かじき	よこわ	かつお	ぶり	ひらす	あじ	さば	いわし	さんま	とびうお	
このしろ	まだい	ちだい	れんこだい	いとより	しいら	かます	かながしら	いか	さわら			
かれい	ひらめ	ぐち	えそ	にべ	しず	すえい	あかえい	たちうお	ふか	なまず	はも	
たこ	くるまえび	うなぎ	なまこ	かに	あわび	さざえ	かい	くじら				

様式第1号（第20条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称及び代表者

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における卸売の業務の許可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第20条第1項の規定により申請します。

卸売業務を行なおうとする者	住所						
	氏名又は名称及び代表者						
資本又は出資の額							
業務開始の予定期日							
従業員の数	総数 人（男 人女 人）（うちせり人 人）						
参考事項	兼業業務を行なっているときはその内容	兼業の業種					
		従業員数					
		年間取扱予定	数量	金額	万円		
	地方卸売市場以外の市場経営を行なうときはその内容	市場の所在地及び名称					
		施設の内容・規模等	用地	卸売場	卸売場の構造	駐車場	その他
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
年間取扱予定		数量	金額	万円			

様式第2号（第21条関係）

営業の譲渡し及び譲受けの認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

譲受人の氏名又は  
名称及び代表者

譲渡人の氏名又は  
名称及び代表者

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における営業について譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第21条第2項の規定により、申請します。

譲渡人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
	既に許可を受けた年月日及び番号	
譲受人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
譲渡し及び譲受けの予定年月日		
譲渡し及び譲受けをする事由		

様式第3号の1（第21条関係）

合併認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

名称  
代表者

名称  
代表者

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の卸売の業務に係る合併の認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第21条第4項の規定により、申請します。

合併当事者の 住所名称等	住所	
	名称及び代表者	
	卸売業務許可年月日及び番号	
	所属している地方卸売市場の名称	
	住所	
	名称及び代表者	
	卸売業務許可年月日及び番号	
	所属している地方卸売市場の名称	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所及び名称		
合併の方法及び条件		
合併の予定年月日		
合併を必要とする事由		

※合併協議書の写し（原本証明をしたもの）を添付すること。

様式第3号の2（第21条関係）

分割認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

名称  
代表者

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の卸売の業務に係る分割の認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第21条第4項の規定により、申請します。

分割当事者の住所 名称等	住所	
	名称及び代表者	
	卸売業務許可年月日及び番号	
分割により卸売の業務を承継する法人の住所及び名称		
分割の方法及び条件		
分割の予定年月日		
分割を必要とする事由		

※分割計画書の写し（原本証明をしたもの）を添付すること。

様式第4号（第22条関係）

相続認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の卸売の業務に係る相続の認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第22条第2項の規定により、申請します。

申請者と被相続人との続柄	
被相続人の住所及び氏名	
相続する許可年月日番号	
相続開始日	
備考	

※相続同意に関する書類等を添付すること。

様式第5号（第23条関係）

名称変更等の届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称及び代表者

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第23条第1項の規定により、届け出ます。

- 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したため
- 氏名若しくは名称又は住所を変更したため
- 商号又はこれに類するものを変更したため
- 法人で資本又は出資の額及び役員を変更したため
- 卸売の業務を廃止したため

※該当する項目の（ ）にレ点を付すこと。

届出内容の詳細	
---------	--

様式第6号（第31条関係）

買受人承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名又は名称及び代表者

長崎魚市場の買受人として業務をしたいので、長崎県地方卸売市場条例施行規則第31条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

住所			
氏名又は名称及び代表者	ふりがな	生 年 月 日	年 月 日
商号			
法人の場合	資本又は出資の額		
	役員の氏名		
承認を受けようとする買受人の種類			
取扱品目			
その他参考事項			

様式第7号（第33条関係）

営業譲渡し及び譲受け承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

譲受人の氏名又は  
名称及び代表者

譲渡人の氏名又は  
名称及び代表者

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における営業について譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第33条第2項（同規則第42条において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

譲 渡 人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
	既に承認を受けた年月日及び番号	
譲 受 人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
譲渡し及び譲受けの予定年月日		
譲渡し及び譲受けをする事由		

様式第8号（第33条関係）

合併承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

合併により存続又は新設する法人  
の名称及び代表者

合併により消滅する法人  
の名称及び代表者

合併の承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第33条第4項（同規則第42条において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

合併当事者の住所名称等	住所	
	名称及び代表者	
	承認年月日及び番号	
	住所	
	名称及び代表者	
	承認年月日及び番号	
合併により存続又は設立される法人の住所及び名称		
合併の方法及び条件		
合併の予定年月日		
合併を必要とする事由		

※合併協議書の写し（原本証明をしたもの）を添付すること。

様式第9号（第34条関係）

相続承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における買受け業務（関連業務）に係る相続の承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第34条第2項（同規則第42条において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

申請者と被相続人との関係		
被相続人の住所及び氏名		
引き続き営もうとする業務に係る取扱品目	取扱品目	
	承認年月日番号	
相続開始日		
備考		

※相続同意に関する書類等を添付すること。

様式第10号（第35条関係）

名称変更等の届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

長崎県地方卸売市場長崎市場条例施行規則第35条第1項（同規則第42条において準用する場合も含む。）の規定により、届け出ます。

- 業務を開始し、休止し、又は再開したため
- 氏名若しくは名称又は住所を変更したため
- 商号又はこれに類するものを変更したため
- 法人で資本又は出資の額及び役員を変更したため
- 業務を廃止したため

※該当にする項目の（ ）にレ点を付すこと。

届出内容の詳細	
---------	--

様式第11号（第37条関係）

取引代理人承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

長崎魚市場における卸売業者の卸売に下記の者を参加させたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第37条第2項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

承認を受けようとする者の氏名		生 年 月 日	年 月 日
本籍地			
現住所			

様式第12号（第39条関係）

関連業者承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

長崎魚市場の関連業者として業務をしたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第39条第2項の規定により、別紙関係書類を添えて承認を申請します。

住所			
氏名又は名称及び代表者	ふりがな	生 年 月 日	年 月 日
商号			
法人の場合	資本又は出資の額		
	役員の氏名		
営業の種類			
営業の内容			
その他参考事項			

様式第13号（第43条関係）

魚市場施設使用許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

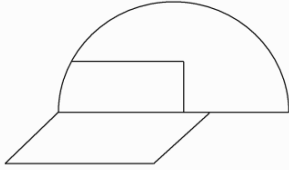
長崎魚市場施設を使用したいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

住所			
氏名又は名称及び代表者	ふりがな	生 年 月 日	年 月 日
商号			
法人の場合	資本又は出資の額		
	役員の名		
使用期間	年 月 日から 年 月 年 月 日まで		
収容する人員又は稼働する車両等の規模と数			
備考			

様式第14号 (第47条関係)

入場者の帽子と記章

(1) 卸売業者

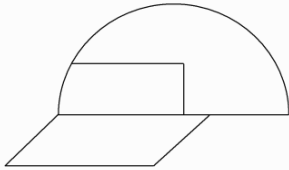


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、灰色とする。

番	号
卸	売
業	者
名	氏

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は赤色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(2) せり人

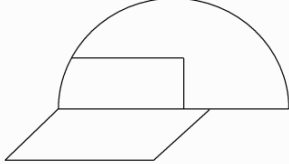


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、白色とする。

番	号
せ	り
人	卸
卸	売
業	者
名	せ
せ	り
人	氏
氏	名

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は赤色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(3) 買受人 (取引代理人を含む)

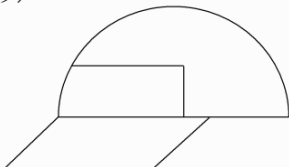


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、黄色とする。

番	号
買	受
人	の
種	類
屋	号
氏	名

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は緑色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(4) 買い出し人 (小売人、業務用買出人をいう)

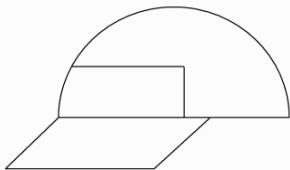


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、紺色とする。

番	号
買	出
人	商
店	名
氏	名

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は橙色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(5) 出荷者

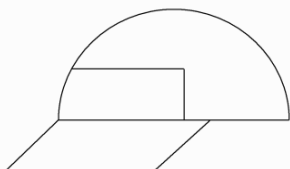


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、濃水色とする

番 出 会 氏	号 荷 社 名
------------------	------------------

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は黄色とし、文字は黒色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(6) 市場関連業者（買受人の従業員を含む）



- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、赤茶色とする。

番 号	関 連 業 者 （ 買 受 人 の 種 類 ）
会 社 名 氏	（ 屋 号 ）

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は桃色とし、文字は黒色とする。  
ただし、買受人の従業員は、地色は白色とし、文字は黒色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

様式第15号（第47条関係）

（表 面）

身 分 証 明 書		写          真
No.		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
上記の者は、当社（私）の職員（従業員）であることを証明する。		
	年 月 日	
	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者） 印	
確認番号	有効期間 年 月 日まで	

（裏 面）

注 意	
1 この証は、常時携行し身分を明らかにする必要があるときは、呈示しなければならない。	
2 この証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。	
3 この証は、紛失又は盗難にあったときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。	
4 退職又は死亡等により離職したときは、速やかに返納しなければならない。	
5 この記載事項に変更があったときは、速やかに届け出て訂正を受けなければならない。	

様式第16号（第48条関係）

車両入場承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

業種  
住所  
氏名又は名称  
電話番号

自動車を使用して魚市場に入場したいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第48条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

1 入場の目的

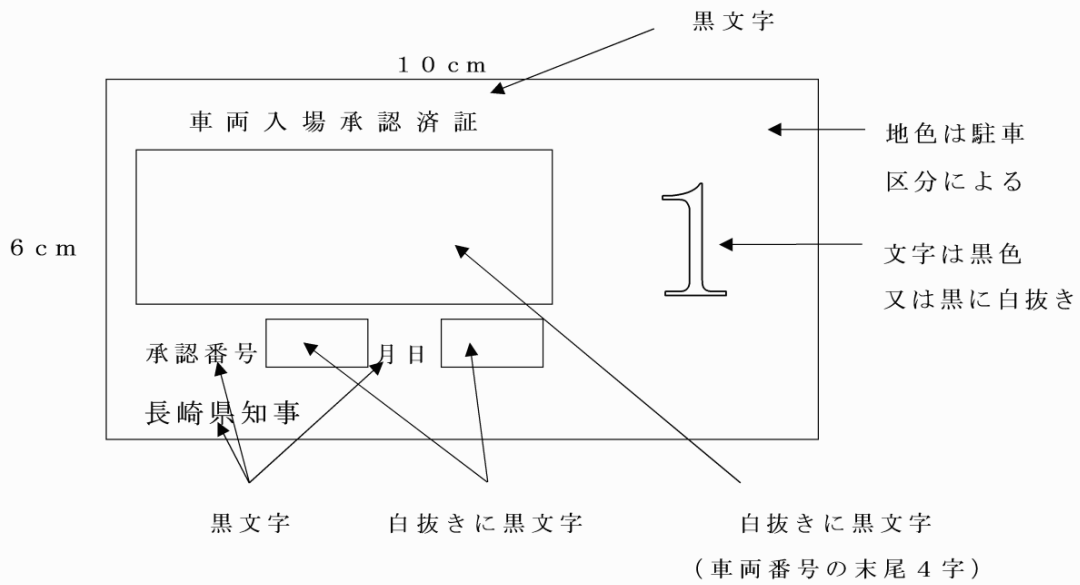
2 自動車の詳細

自動車登録番号又は車両番号	車名	自家用 営業用の別	車体の形状	最大積載量

3 添付書類

- (1) 車検証の写
- (2) 出荷証明書（生産者のみ）
- (3) 営業許可証の写（小売人及び業務用買出人のみ）

様式第17号 (第48条関係)



(備考) 駐車区分による、地色の色分け。

- 1 黄色：卸売業者、買受人
- 2 紺色：小売人及び業務用買出人
- 3 朱色：運送業者
- 4 赤色：関連業者（軽運送業者を含む。）
- 5 空色：出荷者
- 6 緑色：公務のため魚市場に入場する公務員その他知事が特に認める者

18.3cm

車両臨時入場承認済証

年 月 日  
長崎県知事

下記のとおり車両の入場を承認する。

記

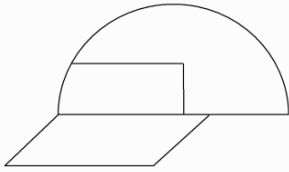
12.8cm

- 1 車両番号
- 2 行き先
- 3 氏名又は名称
- 4 承認期間 年 月 日限り
- 5 注意事項

- (1) 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例、同施行規則及び県が指定する事項を遵守すること。
- (2) 車両臨時入場承認済証は、車両の外部から見やすい場所に掲示すること。
- (3) 退場時は、警備員に返却すること。

様式第19号（第49条関係）

監督職員の帽子と記章



- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、緑色とする



- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は青色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

様式第20号（第58条関係）

銘柄取引報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

銘柄取引を行いましたので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第58条第2項の規定により、報告します。

品目	産地	出荷者	荷印	重量	等級	数量	その他

様式第21号（第62条関係）

受領物品即日販売特例承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

受領物品即日販売特例の承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第62条第2項の規定により、申請します。

- 1 理由
- 2 期日
- 3 内容

品名	産地	等級	数量	出荷者	備考

様式第22号（第67条関係）

販売開始時刻以前卸売届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

販売開始時刻以前に卸売をしたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第67条第2項の規定により、事前に届け出ます。

- 1 相手方の住所、氏名又は名称
- 2 期間及び時間
- 3 理由
- 4 内容

品名	産地	等級	備考

様式第23号（第67条関係）

販売開始時刻以前卸売報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

年 月 日付で届け出た販売開始時刻以前卸売について、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第67条第3項の規定により、その結果を報告します。

- 1 相手方の住所、氏名又は名称
- 2 期間及び時間
- 3 理由
- 4 内容

品名	産地	等級	数量	備考



様式第25号（第73条関係）

転送届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第73条第2項の規定により、届け出ます。

- 1 相手方の住所、氏名又は名称
- 2 理由
- 3 内容

品名	産地	等級	数量	出荷者

様式第26号（第73条関係）

転送結果報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第73条第3項の規定により、報告します。

- 1 相手方の住所、氏名又は名称
- 2 期日
- 3 内容

品目	産地	等級	数量	単価	金額	出荷者

様式第27号（第75条関係）

買付届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第75条第1項の規定により、届け出ます。

1 内容

品名	産地	等級	数量	出荷者

2 自己の計算において卸売をしようとする理由

様式第28号（第77条関係）

市場外保管場所指定承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

取扱物品の市場外保管場所の指定を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第77条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 所在地
- 2 施設の名称
- 3 指定の期間
- 4 物品の種類

様式第29号（第80条関係）

市場外買付け品販売報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

市場外買付け品を販売したので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第80条の規定により、報告します。

- 1 買い入れて販売した物品の品目、数量及び金額
- 2 買い入れの相手方
- 3 卸売業者から買い入れることが困難であった事情
- 4 販売の相手方、数量及び金額

様式第30号（第82条関係）

受託契約約款承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

卸売のための販売を受託の引受けについて、別添のとおり、受託契約約款を定めたいので長崎県地方卸売市場  
長崎魚市場条例施行規則第82条第3項の規定により、申請します。

様式第31号（第82条関係）

受託契約約款変更承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名又は名称

卸売のための販売を受託の引受けについて、別添のとおり、受託契約約款を変更したいので長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第82条第4項の規定により、申請します。

※変更部分の新旧対照表を添付すること。



様式第33号（第85条関係）

生鮮水産物等の市況等に関する報告書 年 月分

長崎県知事 様

氏名又は名称

1 品目別取扱数量、金額、手数料、使用料

品目	取扱数量	金額	収入額				備考
			手数料	使用料	保管料	計	
いわし							
あじ							
さば							
ぶり							
れんこだい							
まだい							
その他のたい							
ぐち							
えそ							
かながしら							
さめ							
とびうお							
たちうお							
かれい・ひらめ							
かつお							
その他の魚類							
魚類計							
するめいか							
その他のいか							
たこ							
えび							
かに							
その他の水産動物							
魚類以外の水産動物計							

